

専門委員会規程

第1条（目的） この規程は、千葉県バドミントン協会規約第17条第6項に基づき、専門委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（組織） 専門委員会は、次の通りとする。

1. 総務委員会
2. 競技委員会
3. 審判委員会
4. 競技力向上委員会
5. スポーツ医事科学研究委員会
6. 広報委員会
7. 日本リーグ千葉実行委員会

第3条（総務委員会） 総務委員会は、庶務及び経理に関する事項の処理に当る。

第4条（競技委員会） 競技委員会は、競技会の開催等に関する事項の処理に当る。

第5条（審判委員会） 審判委員会は、競技会の審判と公認審判員の資格認定等に関する事項の処理に当る。

第6条（競技力向上委員会） 競技力向上委員会は、選手の強化育成及び技術の向上等に関する事項の処理に当る。

第7条（スポーツ医事科学研究委員会） スポーツ医事科学研究委員会は、医科学的な見地から内外全般に関する事項の処理に当たる。

第8条（広報委員会） 広報委員会は、バドミントン競技に関する情報等の公開、ホームページの管理等に関する事項の処理に当る。

第9条（日本リーグ千葉実行委員会） 日本リーグ千葉実行委員会は、日本リーグの競技会開催等に関する事項の処理に当る。

第10条（選出方法） 委員長及び副委員長を置き、委員長は理事会の互選により総会で決定する。副委員長、委員は委員長が任命する。

第11条（職 務） 1．委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長に当る。
2．副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その任務に当る。

第12条（任 期） 1．委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
2．委員は、任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を遂行する。

附 則 この規程は、昭和28年4月1日から施行する。

改定 平成 元年7月22日

平成14年4月27日

平成15年4月20日

平成17年4月16日